

会員事業所限定サービス 事務機器共同利用

作業負担軽減 開始！ 業務効率化

新発田商工会議所では、会員事業所の「働き方改革」の促進を目的として、以下の事務機器を共同利用できるようにしました。お気軽にお問合せください。

① 丁合機（組み合わせ機）

会議資料・研修資料など、最大10ページ分まで自動で組み合わせします。

※ポスター・冊子・パンフレットは非対応



② フィルム包装機（封かん機）

組み合わせした資料を自動で梱包します。

申込日：令和 年 月 日
新発田商工会議所「事務機器共同利用サービス」申込書



TEL 0254-22-2757 · FAX 0254-23-5885

実施要領（裏面）を必ずご確認いただき、お申込みください

事業所名	ご担当者名（ ）	
住 所	〒	
電話番号		
利用日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分 ~ 午前 ・ 午後 時 分	
利用機材	丁合機 ・ フィルム包装機	
利用料金	円（税込）※利用日当日に徴収します	
当日の作業予定人数	名（ご担当者と作業予定者が異なっても問題ありません）	

新発田商工会議所「事務機器共同利用サービス」実施要項

【1.目的】

新発田商工会議所「事務機器共同利用サービス」(以下、本サービス)は、新発田商工会議所会員事業所の「働き方改革」の促進を目的とする。

【2.利用対象者】

本サービスを利用できる者は、新発田商工会議所の会員事業所のみとする。

【3.利用申込書の提出】

本サービスを利用する場合、申込書を新発田商工会議所(以下、管理者)に提出して、許可を受けなければならない。

【4.利用時間】

平日の午前9時～午後3時まで

【5.利用料】

(1) 丁合機(組み合わせ機)	(2) フィルム包装機(封かん機)
無料	包装枚数×税込10円

【6.利用料の納付】

申込者は、利用する当日に納付すること。

【7.事務機器利用上の注意】

- 申込者は、事前に事務機器の操作説明を受けなければならない。
- 事務機器は、管理者の指示に従って操作し、無断で設定変更や改造等を行ってはならない。また、目的以外に利用しないこと。
- 利用中に異常を発見した場合は直ちに利用を中止し、管理者に報告すること。

【8.損害賠償】

申込者の故意または過失により事務機器や作業場所に損害を与えた場合は、当該申込者がその損害を賠償するものとする。

【9.その他】

- 申込者が事務機器を利用したことにより生じた損害・事故・トラブルについて、管理者は一切の責任を負わない。
- 本サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応することとする。
- 本実施要領は、令和8年1月5日より適用する。